

平成 29 年 5 月 10 日

各 位

住所 大阪府貝塚市二色北町 1 番 15 号  
会 社 名 株式会社ナガオカ  
代表者名 代表取締役社長 梅津 泰久  
(コード：6239、東証 J A S D A Q)  
問合せ先 管理本部長 楯本 智也  
(TEL. 0725-21-5750)

### 第三者割当による新株式の発行、親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、下記の通り、株式会社ハマダ（以下「割当予定先」又は「ハマダ」といいます。）に対して第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

併せて、本第三者割当増資に伴い、当社の親会社及び主要株主の異動が見込まれますのでお知らせいたします。

#### 記

#### I. 第三者割当による新株式の発行

##### 1. 募集の概要

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 6 月 2 日（金曜日）
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 1,436,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 648 円
(4) 調 達 資 金 の 額	930,528,000 円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 予 定 先 )	第三者割当の方法により、そのすべてをハマダに割り当てます。
(6) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力が発生していることを条件としております。なお、会社法第 206 条の 2 第 4 項の定めにより、総株主（株主総会において議決権を行使することができない株主を除きます。）の議決権の 10 分の 1 以上を有する株主から、本第三者割当増資に反対する旨の通知がなされた場合には、株主総会決議による承認を受ける必要があります。

##### 2. 募集の目的及び理由

当社は、平成 16 年 11 月に当社の前身である旧株式会社ナガオカよりエネルギー事業及び水事業を譲り受け、新たに事業を開始しました。エネルギー事業においては、石油精製及び石油化学プラントで使用されるスクリーンを使った内部装置「スクリーン・インターナル」（以下「インターナル」といいます。）の製造・販売を行っております。インターナルとは、石油精製、石油化学、肥料プラントの心臓部である反応塔内で、原料の原油や天然ガスを変化させ、反応、抽出、分離を行う触媒をサポートする内部装置であり、インターナルを経

由して化学繊維やプラスチック、ペットボトル等、私たちの暮らしに欠かせない様々な製品が作られております。水事業においては、超高速無薬注生物処理装置（以下「ケミレス」といいます。）等の設計・製造・施工・販売・メンテナンス、取水用スクリーン及び建築・土木分野の建設向け排水用スクリーンの製造・販売を行っております。ケミレスとは、地下水に含まれる飲用基準を超える濃度の鉄分やマンガンなどの金属イオン及びアンモニア態窒素、ヒ素などの無機物を、溶存酸素を使った接触酸化処理並びに硝化菌や鉄分バクテリアなどの生物処理で水処理する装置であり、無薬注でかつ超高速の水処理が可能であることから、薬注処理では排出されてしまう産業廃棄物を出さない等、環境にやさしいという特長があります。これらの製品を用いて取水・水処理された地下水は、生活用水、工業用水、農業用水等に幅広く利用されております。

しかしながら、当社を取り巻く事業環境は、エネルギー事業において、近年の原油価格の低迷による先行きの不透明感から、プラント・オーナーの投資判断が慎重になる状況が続いており、多くのプロジェクトで受注予定時期に遅れが発生してまいりました。平成 29 年 6 月期の上半期も需要の縮小が継続しており、加えて、(i)平成 26 年中頃から、インターナル製造業者の選定プロセスにおける従来の当事者間での交渉により選定する営業ネゴシエーション形式から競争入札により選定するオークション形式に変更となったこと、(ii)競合他社における製造設備の強化による製造能力が拡大したこと、(iii)新たな準サプライヤーが現れたこと等により、価格競争はより一層激化してまいりました。

また、水事業の環境は、国内では取水事業やケミレスの導入需要が底堅く存在する一方、海外においては、中国やマレーシア等の水不足が深刻化する地域において需要が存在し、当社は積極的に営業活動を行いました。が、(i)中華人民共和国延寿県の水務局でケミレス採用の意向は示されているものの未だもって検討中の段階であること、(ii)アメリカでは、ケミレスが六価クロム除去の実験には成功しているものの技術選定に大幅な遅れが生じていること、(iii)マレーシアでは、地下ダム案件に入札に参加したが失注したこと等を理由に、実績は伴いませんでした。

このような事業環境下において、当社は、平成 28 年 6 月期に大幅な経常損失を計上し、加えて、平成 29 年 6 月期の業績見込も経常赤字となったことで、継続企業の前提に関する注記が付されている状況のみならず、複数の金融機関と締結しておりますコミットメントライン契約に規定する財務制限条項の「平成 27 年 6 月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における報告書等における単体の損益計算書に記載される経常損益を 2 期連続して損失としないこと」に抵触する見込みとなったことから、期限の利益を喪失する可能性があり、また、金融機関における与信の悪化から、海外入札案件において金融機関による契約履行保証が得られない状況にあります。なお、上記のコミットメントラインは、当社グループが受注する案件に紐付いた融資であり、返済原資は案件により得られる売上債権であるため、本第三者割当増資により調達する資金を借入金の返済に充当することは企図しておりません。また、金融機関に対し、本第三者割当増資を行うことを前提に、請求失期権を事前に放棄するよう、協議を進めております。

したがって、当社は、平成 29 年 2 月 9 日付「第 2 四半期（累計）連結業績予想との差異及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、収益力の改善に向けた利益率の改善及び抜本的なコスト削減とあわせて、財務体質の安定に向けて、当面の事業資金の確保を目的とした取引金融機関から支援を得るべく協議することに加え、資本の充実を図るため、第三者からの出資受け入れ等についても検討を行ってまいりました。

当社は、複数の支援候補先の中から、当社を取り巻く事業環境及び当社の経営方針や事業戦略等に理解が頂けること、及び中長期的に当社の企業価値向上に向けた支援を頂けることを重要な割当候補先の条件として具体的検討を行いました。

その結果、過去から当社と取引関係があり、また資本関係も他の候補先より強い筆頭株主であるハマダが、当社の考える条件に該当するとの結論に至り、当社の経営方針及び本第三者割当増資の目的等について説明を行い、本第三者割当増資についての協議・交渉を行って参りました。

ハマダとの協議・交渉の結果、当社は、収益力の改善に向けた利益率の改善及び財務体質の安定を図る為には、ハマダとの資本関係を強化することで、ハマダから経営面及び工場運営面での助言を得ると共に、ハマダ

との製造委託関係を強化し、製造設備の規模縮小と稼働率の向上、及び配送費の削減による収益率の改善を図ることが、当社の企業価値向上に資するとの判断にいたりました。

以上の点から、当社はこの度、ハマダを割当予定先として選定し、平成29年5月10日開催の取締役会において、本第三者割当増資を行うこと、及び、当社を取り巻く事業環境並びに市場の規模から勘案すると、現状の貝塚工場と大連工場における製造設備は過剰であるとの判断から、製造設備の規模縮小と稼働率の向上、及び配送費の削減による収益率の改善を目的として、貝塚工場をハマダの化工機工場（兵庫県姫路市網干区浜田字南新々田 1604）の隣接地へ移転すること、及び貝塚工場売却に向けた具体的検討を開始することを決議いたしました。なお、貝塚工場売却につきましては、今後、具体的検討を進めた上で詳細が決定次第、速やかに公表いたします。

ハマダは、プラント・エンジニアリングを主軸とし、石油化学・鉄鋼・電力・セメントなど各種産業プラントをトータルケアする多業種企業として確固たる経営基盤を有しており、当社が株式を公開する以前は、当社の主要株主として、当社の重要会議に出席し、経営面の助言及び工場運営面での助言を得てまいりました。現在においては、当社製品の製造委託先として、技術面、製造面等で強力なパートナーであります。ハマダへ委託している内容としては、製缶加工と言われる切断、曲げ加工、溶接等の溶接・組立て作業です。当社が製造しているインターナルは、高温・高圧・高腐食の厳しい環境下にある石油化学・石油精製プラントの内部で、触媒を支え、原料の流れを整流に維持する役割を果たしています。

インターナルは、プラントの性能を左右する重要機器であること、また、類似製品が少ないことから、当社が外部へ製造を委託する場合、製造委託先には、精密な溶接加工ができる技量、長年の経験で培われた製造技術が必須であり、また、当社との協業実績があり当社製品への理解が深いことも重要な要素となります。加えて、インターナルは製品サイズが大きく、製造過程で行う品質検査等を実施することが可能な大きなスペースや海上輸送が可能な立地であることも必要となります。

ハマダはこれらをすべて兼ね備えており、インターナルの認証サプライヤーである当社の製品供給を、長年にわたって支える代替先のない重要なパートナー企業です。

当社は、本第三者割当増資を通じて、貝塚工場をハマダの化工機工場の隣接地へ移転することにより、貝塚工場の製造設備の規模を縮小し、現在自社で行っていた工程（溶接、組立てなど）の一部をハマダに委託し、同社への委託率を引き上げることを予定しております。これらにより、製造設備の稼働率の向上、及び配送費の削減による収益率の改善を図ることが可能となります。また、本第三者割当増資の結果、当社はハマダの子会社となりますが、上記に加え、ハマダから経営面及び工場運営面での助言を得ると共に、ハマダの信用力を背景に当社に対する金融機関からの与信も期待できることから、当社の経営面及び工場運営面のみならず、財務面からも当社の企業価値向上に資するものと考えております。

なお、第三者割当増資以外の方法による資金調達手法のうち、エクイティ・ファイナンス手法での公募増資、株主割当増資、新株予約権発行につきましては、事業運営上において必要と考える資金を迅速かつ確実に調達する手法としては、当社の経営状況・財務状況の下では、実現可能性は乏しいものと考えております。また、銀行借入れや社債による調達については、上記のとおり、今期の損失計上見込みにより既存の金融機関とのコミットメントライン契約に規定する財務制限条項に抵触する見込みであること、金利や手数料等の費用負担が増加することや自己資本比率の低下につながることを考慮すると、事業運営上において必要と考える資金を迅速かつ確実に調達する手法としては、当社の経営状況・財務状況の下では、実現可能性は乏しく、また、財務基盤の安定化の目的からも望ましいものではないと考えております。

以上の点から、他の手法と比較して、本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達手法であると判断しております。

また、当社監査役3名（いずれも社外監査役）は、本第三者割当増資について、その必要性は明らかであり、また、資金調達手法・割当予定先は相当な理由に基づいており、かつ、発行数量・発行条件も相当であると判断する旨の意見を表明しております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	930,528,000円
②	発行諸費用の概算額	25,000,000円
③	差引手取概算額	905,528,000円

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用、弁護士費用、ファイナンシャルアドバイザー手数料等、有価証券届出書等の書類作成費用及びその他費用の概算です。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①	設備移転費用	100	平成29年9月
②	運転資金	745	平成29年6月～平成30年4月
③	新規設備購入	60	平成29年9月～平成29年11月

#### ① 設備移転費用 (100百万円)

当社は、平成18年3月に大阪府貝塚市に工場を新設し、平成24年4月に中華人民共和国大連市に日立造船株式会社（以下「日立造船」といいます。）と共同出資で那賀日造設備（大連）有限公司（以下「大連子会社」といいます。）を設立しております。これらの工場は、石油精製及び石油化学プラントで使用されるインターナルの製造を主として行ってきました。しかしながら、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社を取り巻くエネルギー事業の環境は、近年の原油価格の低迷による先行きの不透明感から、需要の縮小が継続しており、価格競争はより一層激化してまいりました。

このような状況下において、当社グループといたしましては、事業環境並びに市場の規模から勘案すると、現状の貝塚工場と大連工場における製造設備は過剰であるとの判断から、平成29年5月10日開催の取締役会において、製造設備の規模縮小と稼働率の向上、及び配送費の削減による収益率の改善を目的として、貝塚工場をハマダの化工機工場の隣接地へ移転すること、及び貝塚工場売却に向けた具体的検討を開始することを決議いたしました。その移転に関連する費用（工場柱補強工事費、工場床コンクリート工事費、電気設備工事費、動力電気設備工事費、配管工事費、クレーン設備工事費及びその他工場移転費）として計100百万円を充当する予定です。

#### ② 運転資金 (745百万円)

当社の連結子会社である大連子会社において、平成29年4月26日付「子会社による大口受注に関するお知らせ」（以下「大口受注のお知らせ」といいます。）で開示している大連市・長興島での大型プラント案件（平成30年6月期売上見込み約632百万円）を恒力石化（大連）煉化有限公司（中国遼寧省大連長興島経済区長松路298号）から受注したこと、及び浙江石油化工有限公司（浙江省舟山市定海区臨城街道翁山路555号大宗商品交易中心5201室）が主体の浙江省・寧波での大型プラント案件（平成30年6月期売上見込み約631百万円）の受注獲得に向けて交渉を進めていることから、これらの案件において販売代金の受取に先行して支出が必要な資材購入費用等の運転資金として計745百万円を充当する予定です。

なお、寧波での案件につきましては、今後、受注が決定次第、速やかに公表いたします。

#### ③ 新規設備購入 (60百万円)

現在清算中の那賀（瀋陽）水務設備製造有限公司（以下「瀋陽子会社」といいます。）が所有している、最新のスクリーン製造機（以下「那賀製造機」といいます。）の購入費用として計60百万円を充当する予定です。那賀製造機を購入する目的は、(i)移転を決定した貝塚工場に設置されているスクリーン製造機（以下「貝塚製造機」といいます。）は、取水スクリーンの製造又はインターナルの製造のどちらかに限られており、製造効率が悪く、また、老朽化が進んでいることから製造能力対比

で移転コストが高額になること(ii)那賀製造機は、取水スクリーン及びインターナル両方の製造が可能となるため、製造ラインの調整が不要となり、製造工程における効率化が図れること、(iii)那賀製造機は当社グループが保有する技術ノウハウをもとにカスタマイズしており、他社へ売却をすることは技術漏洩に繋がる可能性があることから、貝塚工場から製造拠点を移転するにあたり、貝塚製造機を移転するのではなく、瀋陽子会社より購入することを予定しております。なお、当社は、瀋陽子会社の清算にあたり、平成29年11月に瀋陽子会社から26百万円を回収することを予定しております。

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金その他安全性の高い方法で管理する予定です。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」及び「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金を、①製造設備の規模縮小と稼働率の向上、及び配送費の削減による収益率の改善を目的とした工場設備移転費用、②大連子会社での新規案件受注に伴う運転資金、及び③製造工程の効率化を図るための設備投資に充当する予定であり、これらは当社の収益力の改善に向けた利益率の改善及び財務体質の安定を実現するためには、必要不可欠であると考えており、また、本第三者割当増資により調達した資金を活用して、二期に亘る大幅な赤字からの脱却を図り、恒常的に利益を出すことの出来る経営体質へ変革することは、中長期的には、当社の企業価値及び株主価値の向上に資すると見込んでいることから、本第三者割当増資の資金使途については合理性があるものと判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価格につきましては、ハマダとの協議により、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成29年5月9日)までの東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の1ヶ月間(平成29年4月10日から平成29年5月9日まで)の終値の平均値693円(円未満切上げ)に対し6.5%のディスカウントをした648円(円未満切上げ)とすることといたしました。

なお、当該発行価格は、取締役会決議日の直前営業日(平成29年5月9日)の終値784円に対して17.3%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間(平成29年2月10日から平成29年5月9日まで)の終値の平均値692円(円未満切上げ)に対して6.4%のディスカウント、及び取締役会決議日の直前営業日までの6ヶ月間(平成28年11月10日から平成29年5月9日まで)の終値の平均値689円(円未満切上げ)に対して6.0%のディスカウントとなっております。

当社は、発行価格の決定にあたり、客観的な株価に基づいて決定することが重要であると考えております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、もしくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると考えております。

当社株式の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における売買出来高は、平成29年1月18日付「第2四半期(累計)連結業績予想の修正に関するお知らせ」(以下「業績予想修正のお知らせ」といいます。)の開示以降、当社の決算発表の前後や、当社の業績に直接影響を与えない当社のビジネスに関連する報道等により、出来高が一時的に大幅に増加し、それに伴って株価が大きく変動する営業日が発生しております。業績予想修正のお知らせの開示以降、1日あたりの平均出来高は149,020株であります。出来高が大幅に増加し、株価が大きく変動した主な営業日は、当社が開示を行っていない営業日として、①平成29年2月22日(出来高363,500株、前営業日終値対比17.0%上昇)、②平成29年2月28日(出来高622,600株、前営業日終値対比14.0%上昇)、当社の開示が影響したと考えられる営業日として、③平成29年1月19日(業績予想修正のお知らせの開示の翌営業日(出来高1,375,800株、前営業日終値対比29.9%下落))、④平成29年2月10日(平成29年2月9日付「第2四半期(累計)連結業績予想との差異及び通期連結業績予想の修正に関する

るお知らせ」の開示の翌営業日（出来高 327,200 株、前営業日終値対比 14.7%下落）があり、当社株式は当社による開示の有無に関わらず、一時的に出来高が増加し、株価が大きく変動する傾向にあります。直近でも、大口受注のお知らせの開示以降、当社株式の出来高が大幅に増加（平成 29 年 4 月 27 日から 5 月 9 日までの 1 日あたりの平均出来高 363,583 株、当該期間の売買出来高の合計株数 2,181,500 株で、当社発行済株式総数 2,101,000 株の 103.8%）しており、株価も大きく上昇（4 月 26 日終値 670 円、当該期間の高値 920 円（4 月 26 日終値対比 37.3%上昇）、取締役会決議日直前営業日の終値 784 円（4 月 26 日終値対比 17.0%上昇））しております。大口受注のお知らせの内容は、当社にとりましては前向きな内容である一方で、平成 29 年 6 月期通期連結業績予想に織り込み済であること、二期に亘り大幅な赤字を計上する見込みであり継続企業の前提に関する注記が付されている当社の現状を抜本的に改善するまでには至らない内容であること等を鑑みると、大口受注のお知らせの開示以降の当社株価の上昇は、当社の開示及び当社ビジネスに関連する報道等による過度な期待感の現れであると考えざるをえないことから、取締役会決議日直前営業日の終値は、必ずしも当社の企業価値を適切に反映しているとは言い切れないと判断いたしました。上記の理由から、①発行価格が一時的な株価変動の影響を受けている可能性のある取締役会決議日直前日の終値のみを基準とするよりも、一定期間の平均値を採用する方が合理的であると考えられること、②一方で、発行価格の決定にあたり、当社の開示に起因するものである大口受注のお知らせの開示以降の株価の上昇をあまりに希薄にするのは適切ではないと考えることから、直前営業日から 1 ヶ月間の平均株価が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社の企業価値を反映していると判断いたしました。

また、当該発行価格の決定の経緯ですが、当社は、平成 28 年 6 月期に大幅な経常損失を計上し、加えて、平成 29 年 6 月期の業績見込も経常赤字となったことで、継続企業の前提に関する注記が付されている状況のみならず、複数の金融機関と締結しておりますコミットメントライン契約に規定する財務制限条項に抵触する見込みとなったことから、期限の利益を喪失する可能性があり、また、金融機関における与信の悪化から、海外入札案件において金融機関による契約履行保証が得られない状況にあります。

そのような状況下で、当社は、当面の事業資金の確保及び資本の充実を目的とした財務体質の安定化が喫緊の課題であり、その課題を解決するためには、資金調達を迅速かつ確実に行うことが必要不可欠であるため、本第三者割当増資が当社の企業価値及び株主価値の向上に資するとの認識のもと、ハマダとの協議を踏まえ決定したものであり、当該 1 ヶ月間の終値の平均値に対する 6.5%のディスカウントは、合理性があるものと考えております。

当社としては、上記のとおり、直前営業日から 1 ヶ月間の平均株価が当社の企業価値を客観的に示していると判断しており、日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針（平成 22 年 4 月 1 日付）」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、発行価格に関する取締役の判断につき、本第三者割当増資の決定に関する取締役会に出席した監査役 3 名（いずれも社外監査役）全員から、業績予想修正のお知らせの開示以降、当社株式は当社の開示の有無に関わらず、一時的に出来高が増加し、株価が大きく変動する傾向にあり、直近でも大口受注のお知らせの開示以降、当社株式の出来高が大幅に増加しており、株価も大きく変動している状況の下においては、一時点の株価よりも一定期間の平均株価を用いることが望ましく、一方で、発行価格の決定にあたって、当社の開示に起因するものである大口受注のお知らせの開示以降の株価の上昇をあまりに希薄にするのは適切ではないとの判断から、過去 1 ヶ月間の平均株価を基準とすることは、特段不合理な点は認められず、上記発行価格は取締役会決議の直前取引日である平成 29 年 5 月 9 日の終値に 0.9 を乗じた金額を下回っているものの、基準としている過去 1 ヶ月間の平均株価に 0.9 を乗じた金額を上回っており、また、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の平均株価に 0.9 を乗じた金額もそれぞれ上回っていることから、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針（平成 22 年 4 月 1 日付）」にも準拠していることから、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する普通株式の数は 1,436,000 株（議決権数 14,360 個）であり、取締役会決議前における発行済株式に係る議決権の数 20,757 個に対して、69.2%となり、本第三者割当増資は、既存株主の皆様に対して 25%以上となる大規模な希薄化が生じることとなります。

本第三者割当増資は、このような希薄化を伴いますが、前記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、①製造設備の規模縮小と稼働率の向上、及び配送費の削減による収益率の改善を目的とした工場設備移転費用、②大連子会社での新規案件受注に伴う運転資金、及び③製造工程の効率化を図るための設備投資に充当する予定であり、これらは当社の収益力の改善に向けた利益率の改善及び財務体質の安定を実現するためには、必要不可欠であると考えております。また、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資を通じて、ハマダとの製造委託関係の強化により収益率の改善を図ることが可能となります。また、本第三者割当増資の結果、当社はハマダの子会社となりますが、ハマダから経営面及び工場運営面での助言を得ると共に、ハマダの信用力を背景とした当社に対する金融機関からの与信も期待できることから、当社の経営面及び工場運営面のみならず、財務面からも当社の企業価値向上に資するものと考えております。

本第三者割当増資により大規模な株式の希薄化が生じることにはなりますが、調達した資金を活用して、二期に亘る大幅な赤字からの脱却を図り、恒常的に利益を出すことの出来る経営体質へ変革することは、中長期的には、当社の企業価値及び株主価値の向上に資すると見込んでおります。

以上により、中長期的には、当社の企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、既存株主の皆様にもご理解いただくことができる内容であり、発行数量及び希薄化規模について合理性があるものと考えております。

なお、ハマダは、当社の経営方針及び本第三者割当増資の目的等について十分にご理解いただいた上で、中長期的に保有する方針で引受けの意向を表明されていることから、本第三者割当増資が市場へ及ぼす影響は極力抑えられるものと考えております。

但し、本第三者割当増資は、上記のとおり既存株主の皆様に対して 25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、後記「9. 企業行動規範上の手続に関する事項」に記載のとおり、弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）に対し、本第三者割当増資に関して、その必要性及び相当性について意見を求めました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	株式会社ハマダ
② 所 在 地	兵庫県姫路市網干区新在家 1261 番地の 12
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 帽田 泰輔
④ 事 業 内 容	プラント建設工事、機械設備の製造、土木建築一式工事等
⑤ 資 本 金	55,020 千円
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 27 年 9 月 17 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	110,237 株（平成 28 年 5 月 31 日現在）
⑧ 決 算 期	5 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	297 名（平成 28 年 5 月 31 日現在）
⑩ 主 要 取 引 先	株式会社ダイセル、株式会社日本触媒、国、兵庫県、姫路市、各市町村
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、株式会社みなと銀行、兵庫信用金庫
⑫ 大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社ハマダコム 100%
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係	

資 本 関 係	ハマダは当社の普通株式 350,000 株を保有しております。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	当社は、ハマダに対して、インターナル等の製造委託を行っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円。特記しているものを除く)

決算期	平成 26 年 5 月期	平成 27 年 5 月期	平成 28 年 5 月期
純 資 産 ( 単 独 )	7,766	8,225	9,105
総 資 産 ( 単 独 )	11,691	12,199	12,928
1 株 当 た り 純 資 産 ( 円 )	70,456	74,616	82,595
売 上 高 ( 単 独 )	16,275	11,159	14,193
営 業 利 益 ( 単 独 )	1,303	796	1,297
経 常 利 益 ( 単 独 )	1,325	826	1,327
当 期 純 利 益 ( 単 独 )	772	464	885
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 ( 円 )	7,008	4,209	8,029
1 株 当 た り 配 当 金 ( 円 )	1,050	50	50

(注) ハマダは、当社の主要株主である筆頭株主であり、当社とハマダとの間の従来からの資本上及び業務上の関係から当社が日々認識している情報によってハマダの社会的信用力の確認は十分に可能であること、また、当社は、過去の新聞記事やウェブサイトでの検索により、ハマダの役員及び主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有していないかを確認いたしました。

さらに、ハマダより、ハマダはコンプライアンス重視の経営を徹底しており、ハマダ並びにハマダの役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力がハマダの経営に関与している事実、ハマダ並びにハマダの役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持・運営に協力又は関与している事実、ハマダ並びにハマダの役員及び主要株主が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実は一切ないことを口頭及び書面にて確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に提出しております。

以上より、当社は、ハマダ、その役員並びに主要株主が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

ハマダは、プラント・エンジニアリングを主軸とし、石油化学・鉄鋼・電力・セメントなど各種産業プラントをトータルケアする多業種企業として確固たる経営基盤を有しており、当社製品の製造委託先として、インターナルの認証サプライヤーである当社の製品供給を、長年にわたって支える代替先のない重要なパートナー企業です。当社は、収益力の改善に向けた利益率の改善及び財務体質の安定を図る為には、ハマダとの資本関係を強化することで、ハマダから経営面及び工場運営面での助言を得ると共に、ハマダとの製造委託関係を強化し、製造設備の規模縮小と稼働率の向上、及び配送費の削減による収益率の改善を図ること、また、本第三者割当増資の結果、当社はハマダの子会社となりますが、上記に加え、ハマダから経営面及び工場運営面での助言を得ると共に、ハマダの信用力を背景に当社に対する金融機関からの与信も期待できることから、当社の経営面及び工場運営面のみならず、財務面からも当社の企業価値向上に資するとの判断にいたり、ハマダを割当予定先を選定いたしました。なお、ハマダが本第三者割当増資を引き受けた場合、ハマダは議決権数が本第三者割当増資完了後の総議決権数の 50.86%となるため、会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人となります。当社監査役 3 名（いずれも社外監査役）全員は、本第三者割当増資について、その必要性は明ら



かであり、また、資金調達手法・割当予定先は相当な理由に基づいており、かつ、発行数量・発行条件も相当であり、206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当するハマダに対する本第三者割当増資の実施は、適法かつ相当であると判断する旨の意見を表明しております。詳細は、上記「2. 募集の目的及び理由」をご参照下さい。

### (3) 割当予定先の保有方針

当社は、ハマダから、本第三者割当増資により取得する株式の保有方針について、安定株主として中長期的に継続して保有する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、当社は、ハマダから、本第三者割当増資の払込期日から 2 年以内に、ハマダが本第三者割当増資により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告すること、並びに当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、ハマダより、ハマダ名義の金融機関の口座情報の写しを受領しており、平成 29 年 4 月 21 日時点の残高から、本第三者割当増資により発行する株式の払込に係る十分な現預金を保有しているものと判断しております。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成 28 年 12 月 31 日現在)		募 集 後	
(株)ハマダ	16.86%	(株)ハマダ	50.86%
日立造船(株)	14.45%	日立造船(株)	8.54%
秋元 利規	5.06%	秋元 利規	2.99%
ダイセン・メンブレン・システムズ(株)	4.82%	ダイセン・メンブレン・システムズ(株)	2.85%
片山 晃	4.82%	片山 晃	2.85%
新生企業投資(株)	3.60%	新生企業投資(株)	2.13%
(株)SBI 証券	3.46%	(株)SBI 証券	2.05%
東拓工業(株)	2.41%	東拓工業(株)	1.42%
日名 耕太	2.12%	日名 耕太	1.25%
東京センチュリー(株)	1.69%	東京センチュリー(株)	1.00%
(株)南都銀行	1.69%	(株)南都銀行	1.00%

(注) 平成 28 年 12 月 31 日現在の株主名簿を基準としております。募集後の議決権比率は、平成 28 年 12 月 31 日時点の議決権個数 (20,757 個) に、本第三者割当増資により増加する株式にかかる議決権数 14,360 個を加えて算定しております。議決権所有割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入し、記載しております。

## 8. 今後の見通し

本第三者割当増資は、当社の企業価値の向上及び手元資金の拡充に寄与するものと考えておりますが、具体的に当社の業績に与える影響については精査中です。今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

当社は、本第三者割当増資が大規模な第三者割当に該当すること及び支配株主に異動が生じることから、当社及び当社の経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見を入手しております。

具体的には、「大江橋法律事務所（大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号/弁護士・池田裕彦氏、浦田悠一氏、平井義則氏、山本洋季氏及び後岡伸哉氏）」から平成29年5月9日に本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手しました。本第三者割当増資による資金調達には、以下の必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。なお、池田弁護士、浦田弁護士、平井弁護士、山本弁護士及び後岡弁護士は、いずれも、当社の顧問弁護士ではなく、過去及び現在において当社の役員や従業員であったこともありません。また、池田弁護士、浦田弁護士、平井弁護士、山本弁護士及び後岡弁護士は、いずれも、当社の係争事件及び契約交渉等につき当社の代理人となったことはありません。

なお、当社が大江橋法律事務所より入手した本第三者割当増資に関する意見の概要は、以下のとおりです。

（大江橋法律事務所の意見の概要）

### ① 結論

本第三者割当増資につき、その必要性及び相当性は認められると思料する。

### ② 検討

#### ・資金調達の必要性について

貴社の経営状況は、財務制限条項に抵触するおそれがあり、会計監査人から継続企業の前提に重要な疑義を指摘されている状況の下では、収益力を改善し、財務体質を安定させる必要があることは明らかである。

一方で、具体的資金需要（資金使途）に関しては、以下のとおりである。

設備移転費用については、貴社製品への需要が低下している状況、及び、競業者間での価格競争が激化している状況の下で、製造設備が過剰であるとの貴社経営判断に基づき、貝塚工場の建屋を第三者に売却し、貝塚工場内の製造設備の一部をハマダが姫路市に有している化工機工場の隣接地に移転することは、コスト削減及び収益率改善の実効性があること、また、移転費用の内訳についても不合理なものであるとは認められず、資金需要は認められる。

運転資金については、貴社と日立造船との合弁会社である大連子会社が受注しているプロジェクトに関し、仕入先に対する代金の支払い（出金）が顧客からの代金支払い（入金）に先立つことから、大連子会社の運転資金の確保が必要となる一方で、貴社の経営状況・財務状況の下では、大連子会社は、独自に金融機関から資金調達を実行することは困難であることなどから、貴社が資金調達を行って、大連子会社の資金需要を充たす必要があると認められる。

新規設備購入については、貝塚工場の製造設備老朽化に伴い、貴社、ハマダ及び瀋陽水務集団有限公司の合弁会社である瀋陽子会社が有する貴社のノウハウの詰まった最新の製造設備を購入・活用することで、貴社ノウハウの流出を防止しつつ製造効率を向上させることにより収益力の改善を見込んでいるが、経営判断として一定の合理性が認められ、製造設備の購入費用としての資金需要が認められる。以上より、貴社には具体的資金需要が認められる。

#### ・本第三者割当増資による相当性について

##### (1) 資金調達方法の相当性

第三者割当増資の資金調達の手法に関し、貴社の経営状況・財務状況の下では、公募増資、株主割当増資、新株予約権の発行は、実現可能性が乏しいと考えられる。また、新株予約権の発行では、直ちに前記の資金需要を充たすことは困難である。

また、貴社の経営状況・財務状況の下では、銀行借入れ及び社債の発行もまた実現可能性が乏しいと

考えられるうえ、これらの資金調達方法では財務体質の改善に資さないという難点がある。

以上から、貴社の経営状況・財務状況の下では、第三者割当増資は、貴社にとって、ほぼ唯一の現実的な資金調達方法であると考えられる。

## (2) 割当先の相当性

ハマダは、長きにわたる貴社のビジネス・パートナー、大株主として、貴社の事業環境や技術内容を深く理解している。貴社は、貝塚工場の製造設備の一部と瀋陽子会社の製造設備をハマダの化工機工場の隣接地に移転し、ハマダに対して従来自社でも行っていた工程（溶接、組立てなど）の一部を委託して同社への委託比率を引き上げ、製造設備の稼働率の向上、配送費の削減を見込んでおり、ハマダもかかる計画に賛同している。

また、貴社は、ハマダ以外にも複数の支援候補先を具体的に検討したうえで、貴社の経営状況・財務状況の下では、ハマダが安定株主として貴社株式を長期的に継続して保有する方針を有していること、業務上の連携強化を通じた業務効率化・収益力改善効果が見込まれることも踏まえ、早急に収益力を改善し、財務体質を安定させるという資金調達目的との関係で、ハマダが最適な割当先であると判断している。

以上の判断は、経営判断として不合理なものであるとは認められず、ハマダには本第三者割当増資における割当先として相当性が認められる。

## (3) 発行条件の相当性

本第三者割当増資の払込金額については、本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前取引日である平成 29 年 5 月 9 日を含む直近 1 ヶ月の終値の平均値から 10%を超えない範囲内でディスカウントした価格をハマダと協議の上で決定することを予定している。過去 1 ヶ月の終値の平均値を基準としたのは、貴社による開示の有無に関わらず、一時的に出来高が増加し、株価が大きく変動している状況の下においては一時点の株価よりも一定期間の平均株価を用いることが望ましく、他方で、貴社による開示である大口受注のお知らせに起因する株価の上昇をあまりに希薄にするのは適切ではないとの判断であり、ディスカウントの前提となる価格基準の設定に関する貴社の判断には、特段不合理な点は認められない。以上を前提とすると、本第三者割当増資は、仮に払込金額が取締役会決議の直前取引日である平成 29 年 5 月 9 日の終値の 90%を下回ったとしても、貴社が当該直前取引日の終値を勘案しない理由及び払込金額を決定するための期間を採用した理由を適切に開示する限り、日本証券協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日）に適合しており（同指針 1.（1）ただし書、2.）、有利発行には該当しないと考えられる。

また、本第三者割当増資に伴う希薄化率は 69.2%に及ぶため、本第三者割当増資には、既存の株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できないものの、本第三者割当増資によって貴社が調達を予定している金額と具体的資金需要の認められる金額とは整合しており、必要な限度での資金調達といえる。加えて、本第三者割当増資による資金が前記の用途に充てられた場合には、ハマダとの前記連携の強化と相まって、収益力の改善、財務体質の安定が見込まれ、既存株式の価値の維持・向上に資すると考えられる。

以上のとおり、大江橋法律事務所より、本第三者割当増資には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成26年6月期	平成27年6月期	平成28年6月期
連結売上高	6,358百万円	5,858百万円	3,124百万円
連結営業利益	235百万円	258百万円	△598百万円
連結経常利益	244百万円	412百万円	△871百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	153百万円	216百万円	△814百万円
1株当たり連結当期純利益	103.54円	134.48円	△393.04円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり連結純資産	1055.42円	1328.84円	822.43円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,101,000株	100%
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	218,500株	10.4%
下限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年6月期	平成27年6月期	平成28年6月期
始値	—	—	1,932円
高値	—	—	2,130円
安値	—	—	486円
終値	—	—	546円

② 最近6か月間の状況

	平成28年		平成29年		3月	4月
	11月	12月	1月	2月		
始値	530円	636円	826円	622円	925円	632円
高値	677円	855円	1,004円	895円	925円	770円
安値	509円	620円	627円	553円	617円	594円
終値	620円	741円	627円	895円	650円	770円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成29年5月9日
始値	811円
高値	811円
安値	772円

終 値	784 円
-----	-------

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資（新規上場時）

払 込 期 日	平成27年6月26日
調 達 資 金 の 額	432,500,000 円（差引手取概算額）
発 行 価 額	1,600 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	1,751,000 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	300,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	2,051,000 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	(1) 中国子会社設立等に係る投資を目的とした金融機関からの借入金の返済のために300,000千円を充当 (2) 運転資金として、成長事業と位置付けているその他事業の製品（ケミレス及びハイシス）拡販活動に伴う実証実験等の研究開発費用へ残額を充当 (下記②記載のオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による資金調達を含めた資金使途となっております。)
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	(1) については、平成28年6月期に300,000千円 (2) については、平成28年6月期に100,000千円、平成29年6月期に残額を充当 (下記②記載のオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による資金調達を含めた支出予定時期となっております。)
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	(1) については、300,000千円を充当済み (2) については、205,842千円を充当済み (下記②記載のオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による資金調達を含めた充当状況となっております。)

② 第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払 込 期 日	平成27年7月29日
調 達 資 金 の 額	73,342,000 円（差引手取概算額）
発 行 価 額	1,600 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	2,051,000 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	50,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	2,101,000 株
割 当 先	SMB C日興証券株式会社
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	上記①に含めて記載しております。
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	上記①に含めて記載しております。

## 11. 発行要項

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式 1,436,000 株
(2) 募集株式の払込金額	1 株につき 648 円
(3) 払込金額の総額	930,528,000 円
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額：465,264,000 円 増加する資本準備金の額：465,264,000 円
(5) 申込期日	平成 29 年 6 月 2 日
(6) 払込期日	平成 29 年 6 月 2 日
(7) 募集の方法	第三者割当ての方法による
(8) 割当予定先	株式会社ハマダ
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とします。なお、会社法第 206 条の 2 第 4 項の定めにより、総株主（株主総会において議決権を行使することができない株主を除きます。）の議決権の 10 分の 1 以上を有する株主から、本第三者割当増資に反対する旨の通知がなされた場合には、株主総会決議による承認を受ける必要があります。

## II. 親会社及び主要株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

本第三者割当増資により発行される新株式 1,436,000 株の全てがハマダに割り当てられますので、その結果、下記のとおり、当社の親会社及び主要株主に異動が生じることが見込まれます。

### 2. 異動する株主の概要

#### (1) 新たに親会社に該当することとなる予定の株主

名称：株式会社ハマダ

なお、同社の概要につきましては、前記「I. 第三者割当による新株式の発行 6. (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

#### (2) 主要株主に該当しなくなる予定の株主

名称	日立造船株式会社
本店所在地	大阪市住之江区南港北一丁目 7 番 89 号
代表者の役職・氏名	取締役社長 谷所 敬
主な事業内容	環境保全装置、プラント、水処理装置、機械、プロセス機器、インフラ設備、防災システム、精密機械等の設計、製作等
資本金	45,442 百万円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

① 新たに親会社となる予定の株主

株式会社ハマダ

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である 筆頭株主	3,500 個 (16.86%)	0 個 (0%)	3,500 個 (16.86%)	第1位
異動後	主要株主である筆頭 株主及び親会社	17,860 個 (50.86%)	0 個 (0%)	17,860 個 (50.86%)	第1位

- (注) 1. 議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。  
 2. 異動前の議決権所有割合は、平成 28 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数 20,757 個を分母とし、異動後の議決権所有割合は、当該 20,757 個に、本第三者割当増資に伴い増加する議決権の数（14,360 個）を加えた議決権の数（35,117 個）を分母として計算しております。  
 3. 当社の単元株式数は 100 株です。  
 以下、同じです。

② 主要株主に該当しなくなる予定の株主

日立造船株式会社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権 に対する割合	大株主順位
異動前	3,000 個 (300,000 株)	14.45%	第2位
異動後	3,000 個 (300,000 株)	8.54%	第2位

4. 異動予定年月日

平成 29 年 6 月 2 日（本第三者割当増資の払込期日）

5. 今後の見通し

ハマダの保有方針については、前記「I. 第三者割当による新株式の発行 6.（3）割当予定先の保有方針」をご参照ください。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

当該異動により、ハマダは「開示対象となる非上場の親会社等」に該当する見込みです。

以 上